障障発 0901 第 1 号 令和 7 年 9 月 1 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 (公 印 省 略)

「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部改正について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(障障発 0326 第 1 号) を別紙のとおり改正し、令和 7 年 8 月 29 日に遡及して適用する。

ついては、各都道府県等におかれては、内容を御了知の上、適正な事務処理を実施いただく等、特段の御配慮をお願いする。

別紙

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について(平成30年4月23日障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長通知)【新旧対照表】

<u>牌古怀健怕仙司牌古悃仙珠女</u> 迪邓/【利旧对照衣】	
改 正 後	現 行
障障発 0423 第 1 号	障障発 0423 第 1 号
平成 30 年 4 月 23 日	平成 30 年 4 月 23 日
【最終改正】障障発 <u>0901</u> 第 <u>1</u> 号	【最終改正】障障発 <u>0329</u> 第 <u>5</u> 号
令和 <u>7</u> 年 <u>9</u> 月 <u>1</u> 日	令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月 <u>29</u> 日
都道府県 各 指定都市 障害福祉主管部(局)長 殿 中 核 市	都道府県 各 指定都市 障害福祉主管部(局)長 殿 中核市
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 (公 印 省 略)	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 (公 印 省 略)
障害福祉サービス等情報公表制度の施行について	障害福祉サービス等情報公表制度の施行について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。)及び関係法令が平成30年4月1日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。)及び関係法令が平成30年4月1日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律(平成17年法律第123号)第76条の3の規定による情報 公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法 による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の18の規定 による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の具体的な制 度内容について、別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適 正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

するための法律(平成17年法律第123号)第76条の3の規定による情報 公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法 による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の18の規定 による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の具体的な制 度内容について、別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適 正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第 1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

別紙

I 障害福祉サービス等情報公表制度の趣旨

障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を 提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児 者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができる ように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表す ることにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。

I 障害福祉サービス等情報公表制度の趣旨

障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を 提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児 者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができる ように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表す ることにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。

また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容 や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い 事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を 公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情 報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援 法」という。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福 法」という。)を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度 (以下単に「情報公表制度」という。)を創設した。本制度は、事業者 が、障害者総合支援法第76条3に規定する情報公表対象サービス等情報 及び児福法第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援等情報(事 業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であっ て、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者 等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表され ることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。)を 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長(以下 「都道府県知事等」という。)へ報告することや都道府県知事等が事業者 から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定 したものである。

加えて、2040 年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と 障害福祉現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サ ービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに 的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営 また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容 や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い 事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を 公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情 報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援 法」という。) 及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福 法」という。)を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度 (以下単に「情報公表制度」という。) を創設した。本制度は、事業者 が、障害者総合支援法第76条3に規定する情報公表対象サービス等情報 及び児福法第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援等情報(事 業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であっ て、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者 等が適切かつ円滑にサービスを利用する機会を確保するために公表され ることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。)を 都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長(以下 「都道府県知事等」という。)へ報告することや都道府県知事等が事業者 から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定 したものである。

現 行

<u>影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の障害福祉</u> サービス等経営実態調査を補完する必要がある。

このため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律施行規則(平成 18 年厚生労働令第 19 号。以下「障害者総合支援法 施行規則」という。)第 65 条の 9 の 8 第 3 号及び児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「児福則」という。)第 36 条の 30 の 4 第 3 号に規定する「経営情報」(以下「障害福祉サービス等事業者経営 情報」という。)の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国 民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を 公表する制度を創設することとしたものである。

Ⅱ (略)

- Ⅲ 障害福祉サービス等情報公表制度の実施方法等
 - 1. 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。
 - (1)指定障害福祉サービス(共生型障害福祉サービスを含む。) 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援 護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者 等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、<u>指定就労選択支</u> 援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指 定自立生活援助及び指定共同生活援助

Ⅱ (略)

- Ⅲ 障害福祉サービス等情報公表制度の実施方法等
 - 1. 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。
 - (1)指定障害福祉サービス(共生型障害福祉サービスを含む。) 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援 護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者 等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支 援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び 指定共同生活援助

改 正 後 現 行

(2)~(6)(略)

2. 報告の単位

障害福祉サービス等情報(障害福祉サービス等事業者経営情報を除く)の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものである。障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

※ 報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各 会計基準上の勘定科目との対応関係については、別添4を参照さ れたい。

3. 障害福祉サービス等情報の具体的内容

(1)報告が必須の情報

障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児福則第36条の 30の4に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本 情報及び別添2運営情報並びに別添3経営情報のとおりとする。 (2)~(6)(略)

(新設)

2. 障害福祉サービス等情報の具体的内容

(1)報告が必須の情報

障害者総合法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の 規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律施行規則(平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者 総合支援法施行規則」という。)及びの別表第1号及び別表第2号並 びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「児福 則」という。)の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的 内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりと する。

(2) 都道府県知事等が任意で設定できる情報

障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報(障害福祉サービス等情報を除く。)(以下「任意設定情報」という。)については、これらの規定に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報については、 従業者の労働環境が、障害福祉サービス等の提供体制を判断する上 で有効であると考えられることから、離職率、勤務時間(シフト体 制等)、賃金体系、一人あたり賃金や有給休暇の取得状況などが情報 の内容として考えられる。

4. 報告に関する実施要綱等の策定

都道府県知事等は、事業者から障害福祉サービス等情報が円滑に報告されるよう、管轄する地域の障害福祉サービス等の提供状況を勘案し、基準日、実施期間、報告対象、報告の方法及び報告期限等を示した実施要綱等を毎年度策定する。当該実施要綱等の策定に当たっては、次によるものとする。

(1)・(2)(略)

(2) 都道府県知事等が任意で設定できる情報

障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従事する従業者に関する情報(障害福祉サービス等情報を除く。)(以下「任意設定情報」という。)については、これらの規定に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

3. 報告に関する実施要綱等の策定

都道府県知事等は、事業者から障害福祉サービス等情報が円滑に報告されるよう、管轄する地域の障害福祉サービス等の提供状況を勘案し、基準日、実施期間、報告対象、報告の方法及び報告期限等を示した実施要綱等を毎年度策定する。当該実施要綱等の策定に当たっては、次によるものとする。

(1)・(2)(略)

(3) 実施要綱等の内容

実施要綱等の内容は、次のとおりとする。

ア~エ(略)

オ 報告の開始

報告の開始日は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度(以下「報告年度」という。)の5月初日
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等 の指定を受けた日

とすることが適当である。

また、障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の6及び児福則第36条の30の2の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

カ 報告の期限

報告期限は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、情報公表に係る事務を円滑に行う観点から、

基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供してい

現 行

(3) 実施要綱等の内容

実施要綱等の内容は、次のとおりとする。

ア~エ(略)

オ 報告の開始

報告の開始日は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度(以下「報告年度」という。)の5月初日
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等 の指定を受けた日

とすることが適当である。

カ 報告の期限

報告期限は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、情報公表に係る事務を円滑に行う観点から、

・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供してい

る事業者については、報告年度の7月末日

・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内

とすることが適当である。

また、障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の7及び児福則第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。

なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとする。

キ 公表の時期

障害福祉サービス等情報<u>(障害福祉サービス等事業者経営情報を除く)</u>の公表の実施時期については、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始使用とする事業者については、報告後1か月以内とすることが適当である。

現 行

る事業者については、報告年度の7月末日

・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内とすることが適当である。

キ 公表の時期

障害福祉サービス等情報の公表の実施時期については、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始使 用とする事業者については、報告後1か月以内 とすることが適当である。

改正後	現 行
また、障害福祉サービス等事業者経営情報の公表時期について	
<u>は、事業所から報告を受けた情報を属性等に応じてグルーピング</u>	
<u>した分析結果を公表するため、毎年度公表することが適当であ</u>	
<u>る。</u>	
ク (略)	ク (略)
(4)・(5)(略)	(4)・(5) (略)
5. 事業者による報告	<u>4</u> . 事業者による報告
(1)(略)	(1)(略)
(2)報告の時期	(2) 報告の時期
事業者が障害福祉サービス等情報 <u>(障害福祉サービス等事業者経</u>	事業者が障害福祉サービス等情報を報告する時期は、各都道府
<u>営情報を除く)</u> を報告する時期は、各都道府県知事等が策定した実	知事等が策定した実施要綱等に定める報告期限までに行うものと
施要綱等に定める報告期限までに行うものとする。	る。
また、障害福祉サービス等事業者経営情報を報告する時期は、当	
該事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。	
なお、経過措置として、令和8年3月31日までの間は、障害福祉	
サービス等事業者経営情報の報告期限を令和8年3月31日までとす	
<u>る。</u>	

(3)報告の内容

(3)報告の内容

- ア 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児福則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報並びに別添3経営情報を報告する。
- イ 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。
- <u>ウ</u> 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。
- 工 事業所等の財務状況が分かる書類(財務諸表又は計算書類等) は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則と して財務諸表(事業活動計算書(損益計算書)、貸借対照表(バラ ンスシート)及び資金収支計算書(キャッシュフロー計算書))を 報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情が ある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類で

現 行

ア 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児福則第36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を報告する。

(新設)

<u>イ</u> 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添1基本情報を報告する。

(新設)

改 正 後 現 行

<u>も差し支えないものとする。</u>

オ 一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、 事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分か るような形での公表を可能とするものとする。

6. 調査の実施

(1)~(4)(略)

7. 情報の公表

(1) 手続き

都道府県知事等は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定 障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を 公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について 公表する。

また、都道府県知事等は、障害福祉サービス等情報公表システム 上の経営情報データベースを活用して集計し、障害福祉サービス等 事業者経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表 する。

(2)(略)

8. 任意設定情報の公表等

都道府県知事等が定めた任意設定情報について、事業者から提供を

<u>(新設)</u>

5. 調査の実施

(1)~(4)(略)

6. 情報の公表

(1)手続き

都道府県知事等は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定 障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を 公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について 公表する。

(2)(略)

7. 任意設定情報の公表等

都道府県知事等が定めた任意設定情報について、事業者から提供を

受けた場合は、障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。

なお、任意設定情報についても調査の対象とすることが望ましい。

9. 苦情等の対応

(1)・(2)(略)

10. その他

(1)障害福祉サービス等事業者経営情報の取扱い

都道府県等における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう留意し、本制度の目的に沿って取り扱うこと。

別添1・2(略)

別添3

隨害者総合支援法旅行規則/児童福祉法旅行規則	<u>隨害福祉課長通知</u>	
第六十五条の九の八	経営情報	
第三項 塩会計を含め終了したとき 次に提げる事項に関するもの(次条において 「終金情報」という。)	2. 经宣传股	
イ 事業所又は施設の名称、所有地子の他の基本情報	事業所又は施設の名称、所存地その他の基本機能	
	-法人要号	
	-会計年度	
	- B E R	

現 行

受けた場合は、障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。

なお、任意設定情報についても調査の対象とすることが望ましい。

8. 苦情等の対応

(1)・(2)(略)

<u>(新設)</u>

別添1・2 (略)

(新設)

改正後	現 行
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
別返4	_ <u>(新設)</u>
報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係	
1. 社会提社法人会計基準 報告すべき収益・費用の内容 対応する会計上の勘定科目	
 ・ 対応する改裁・資用の内容 ・ 対一ビス活動推演による収益における。確実指針サービス等重集の自立支援統付書、 理事児施設等数付書等の収益。利用金貴担会、婦兄教付書、特定書用の収益・その他 の収益の確実指針分(補助会事業収益(公書)、補助会事業収益(一般)除ぐ) 	
- うち自立支援給付着等収益 カービス活動機関による収益における。確実提出サービス等事業の自立支援給付着、 確実児放発等給付着等の収益、補足給付着の収益	
うち利用名負担会等収益 サービス活動機道による収益における。利用名負担会。特定要用の収益	

	改正後	現 行
2. 確実接近サービス等事業費用	サービス活動増減による費用(図度補助会等特別確立会取業額除く) サービス活動増減による費用における、人件費(派遣職員費除く)	
<u> 55舱在</u>	サービス活動推進による費用における。人件者のうち、以下の合計組 ・機員並其 ・機員官与 ・官与引急会議入 ・常常制象を指する	
うち役員報酬	サービス活動推議による費用における、人件費のうち、役員報酬、役員返職款労金及 び役員返職款労引益金	
うち返職給付費用 うち法定権利費	サービス活動推進による要用における。人件者のうち、退職給付費用 サービス活動推進による費用における。人件者のうち、決定権利要	
金融委員会	サービス活動権域による費用における、以下の合計額 事務をのうち、重務委託会 人体表のうち、緊急監査会	
うち給金委託費	=	
<u>減価償却費</u>	サービス活動権域による費用における、減価値割費 サービス活動権域による費用における、事業費のうち、以下の会計額	
水道生勢量	- 水道生影響 - 燃料器 サービス受験増減による番用における。 薬珠巻のうち、以下の合計額 - 水道生影響 - 燃料器	
その他の費用	サービス活動増減による費用における。「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水 運光務費」の項目として報告したもの及び国車補助金等特別積立金取積額を築くもの	
うら材料量	サービス活動地域による要用における。 事業者のうち、以下の合計組 ・動を登 ・介護用品要 ・原理品要 ・形像・療養等材料費	
うち給食材料量	サービス活動地域による費用における。事業者のうち、始合者	
うち不修費	サービス活動推議による費用における、事務者のうち、研修研究者	
うち車両費	サービス活動地域による費用における。薬業者のうち、薬精者	
うち抱除対象外消費税等負担額	=	
3. 高重外权益	 以下の合計額 サービス系動管道による収益における。補助合業重収益(小器)、補助合業重収益(一般) ・サービス活動外管道による収益 ・サービス活動を選ばによる費用における。国庫補助会等特別確立会取取額(正の額として概要) ・サービス活動達滅による収益における。額素額養養付金収益 	
うち受取利息配当会	サービス活動外機運による収益における。受取利息配当会収益	
うち運営登補助会収益	サービス活動機械による収益における。随客福祉サービス等事業収益のうち。機助会 事業収益(公書)。補助会事業収益(一般)	
うち放射整備補助金収益	サービス活動機械による費用における。国産補助会等特別確立会改単級(正の報とし。 工機関(注1)	
うち寄付金	サービス活動地域による収益における、経常経費寄付金収益	

	改 正 後
4. 事業外費用	サービス活動外機械による費用
うち借入会利息	サービス活動外機道による費用における、支払利息
5.特別収益	特別機連に上る収益
6.特別費用	特別權減に上る費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	
(注:)社会描述法人会計差過上、「回查補助会 上、「享宴外包益」として取り扱う 2、病院会計連則	美妙別暦立金取脱鏡」は費用として取り扱われているところであるが、本創度においては確宜
(※)本通知の目の2にあるとおり、「医療・・	介護収益」「医童・介護費用」に係る事項を含め、報告に当たっては、障害福祉サー
ビス会事業に係る事項のみを対象とすること、別述3に掲げる事項(医療における事項)	と売基本とする。ただし、医療・介護に係る事業を併せて実施する事業所にあって 製収入及び延べ在院者数、外来患者数、介護サービスにおける事業収益及び延べ
利用者数)について併せて報告がある場合 る。	には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えないものとす
報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 確害福祉サービス等事業収益	医囊・介護収益
うち自立支援給付養等収益	原皇・介護収益の、改害指述サービス等事業の自立支持給付書、改害宗施設等給付書 等の収益、独立給付書の収益
うち利用者負担金等収益	医業・介護収益の、障害福祉サービス等事業の利用者負担金、特定費用の収益
2. 確実福祉サービス等享業費用	医室・介護者用
人作者	医室・介護者用における、 統与者
	医業・介護費用における、給与費のうち、以下の合計額
うち給与	- 計製
7589	·董与 ·董与引命会議入經
うち役員報酬	=
うち退除給付費用	医室・介護者用における、 絵与書のうち、 返除給付着用
うち法定権利量	医室・介護費用における、給与費のうち、法定福利費
業務委託費	医薬・介護費用における、委託費
うち給食器託養	医室・介護者用における、委託者のうち、始念委託者
滅伍僕却養	医常・介護費用における、設備関係費のうち、減価償却費
水道完整量	医童・介護者用における、経者のうち、水道生物者
その他の費用	悪寒・介護費用のうち、「人件費」、「業務委託費」、「減価償却費」、「水道光熱費」の項目として報告したものを除くもの。
うち材料費	医室・介護費用における。 材料費
うち給食材料費	医掌・介護費用における、材料費のうち、給食用材料費
うち研修費	原業・介護費用における。 研修研究費のうち、研修費
うち本部費	医業・介護費用における、経費のうち、本部費配配額
うち車両費	=
うち物除対象外消費税等負担額	医室費用における、銀費のうち、物能対象外消費税等負担額
3. 事業外収益	医集·介護外収益
うち受取利息配当金	医童・介護外収益における、受取利息及び配当金
うち運営書補助会収益	医童・介護外収益における、運営養練動会収益
うち施設整備補助会収益	医童・介護外収益における。 施設設備補助金収益
うち変付金	=
4. 事業外費用	图集·介護外費用
うち借入会利息	医童・介護外費用における、支払利息
5.特別収益	推游业益
6.特別費用	<u>推時費用</u>
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	法人和。住民和及び事業和負担額
3. NPO法人会計基準	

	改 正 後
	以 止 仮
る。ただし、医療・介護に係る事業を併せて家 在院者数、外を患者数、介護サービスにおけ に係る部分について、除外せずに報告しても別	
報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目
1. 確害福祉サービス等事業収益	<u>事業収益</u>
うち自立支援給付養等収益	事業収益の、確害福祉サービス等事業の自立支援給付着、確実児施設等給付着等の 収益、補足給付着の収益
うち利用者養担会等収益	事業収益の、確害福祉サービス等事業の利用者負担合、特定費用の収益
2. 確実福祉サービス等率重要用	***
<u>人作者</u>	事業者における。人件者(福利原生者を致く)
うち絵生	事業者における。人件者のうち、以下の合計値 ・放気子息 ・適時度者会 ・ボランティア経過者用 ・通動者
うち役員報酬	事業者における。人件者のうち、役員報酬
うち返職給付費用	事業者における。人件者のうち、返職給付書用
うち法定福利書	事業者における。人件者のうち、法定福利者
<u> 主用委托者</u>	<u>事業者における。その他経者のうち、業殊委託者</u>
うち給食委託費	=
<u>速征信却要</u>	<u>事業者における。その他経者のうち、滅価権制者</u>
水道光影臺	<u>事業者における。その他経者のうち、水道光熱者</u>
その他の費用	事業者及び管理者のうち、「人仲者」、「業務委託者」、「減価権制者」、「水道光熱者」の 項目として報告したもの及び、支払利息並びに為替益権を除くもの
うち材料費	_
うち給食材料費	=
うち研修費	事業者における。その他者のうち、研修者
うち本部費	管理者(支払利息、為營差損を除く)
うち車両費	事業者における。その他経者のうち、車両者
うち控除対象外消費税等負担額	=
3. 事業外収益	経常収益のうち、事業収益を除くもの
うち受取利息配当金	経常収益における、その他収益のうち、受取利息
うち運営要補助会収益	=
うち放設整備補助会収益	=
うち寄付金	銀素収益における。受致姿が会(資金受職益、協助等受入罪価益、ボランティア受入罪 価益を除く)
4. 事業外費用	事業者のうち。その他師者における。支払利息、為營券権 管理者のうち。その他師者における、支払利息
うち借入会利息	事業費のうち、その性調費における。支払利息 管理費のうち、その性調費における、支払利息
5.特別収益	銀業外収益
6.特別費用	超業外費用
7. 法人税、住民税及び事業税負担額	=
4. 企業会計原則、その他	
	事業者においても、どの項目に含めるか判断に達う場合は、以下を参考にされた

	改正後		現 行
報告すべき収益・費用の内容	対応する会計上の勘定科目		
1. 確実福祉サービス等事業収益	重量収益		
うち自立支援給付養等収益	重要収益の、理害指於サービス等事業の自立支援統付書、確審犯施設等統付書等の 収益、補足統付書の収益		
うち利用者負担会等収益	事業収益の、確害福祉サービス等事業の利用者負担合、特定費用の収益		
2. 確実福祉サービス等事業費用	<u>車車</u>		
人作量	嘉重書における。人作者(福利原生者を除く)		
· 马布蒙在			
うち投資報酬	事業者における。人件者のうち、役員報酬		
うち返職能付書用	事業者における。人件者のうち、返職給付者用		
うち法定福利書	事業者における。人件者のうち、法定指刺者		
業務委託費 うら給金委託費	<u>事業要における。その他師者のうち、業務委託者</u>		
プル前及安託室 選価権担告	三 重重要における。その他録者のうち、滅価権基を		
水道光熱費	事業者における。その他経費のうち、水道北勢者		
子の他の費用	重要學及び管理學の与5、「人种學」、「重報學科學」、「減価償却學」、「水道出熱學」の 項目として報告したもの及び、支払制度並びに為營券補を除くもの		
うち材料費	=		
うち給食材料費	_		
うち研修者	<u>事業者における。その他者のうち、研修者</u>		
うち本部書	管理者(支払利息、為替差損を除ぐ)		
うち重要者	事業者における。その他辞者のうち、車両者		
うち物除対象外消費税等負担額 3. 事業外収益	── 経常収益のうち、事業収益を除くもの		
うち受取利息配当会	経常収益における。その他収益のうち、受取利息		
うち運営者補助会収益			
うち施設整備補助金収益			
うち寄付金	部業収益における。受取要付金(資金受職益、施設等受入評価益、ボランティア受入評価益を除く)		
4. 事業外費用	重重要のうち。その他部署における、支払利息、為營券通 管理者のうち、その他部署における、支払利息		
うち借入会利息	事業費のうち、その核器費における、支払利息 管理費のうち、その核器費における、支払利息		
5. 特別収益	経業外収益		
6.特別費用	銀業外費用		
7. 法人税, 住里税及び事業股負担額	=		
	別紙		別紙
障害者総合支援法施行規則/児童福祉	法施行规则 障害福祉課長通知	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報	別表第一	基本情報

	改 正 後		現 行
至 事業所等においてサービスに故事する従業者に関する事項 へ その他サービスの機関に応じて必要な事項	(中国介護) - 選集領理上の製所日敷(年間) - 選集領理上の製所日敷(年間) - 選集領理上の製所日敷(年間) - 報知の方、共而を法領地、摂業発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス・経営を・高度型等第元人所施設] - 事表示等認知 - (長川忠正保趣) - 会共同生活信息の定員数(合計) - 会共同生活信息の定員数(合計) - 会共同生活信息の定員数(合計) - 会共同生活信息の名称、開設年月日、所在地及び定員数 - (自知副経(機動制を上版制験) - (長川副経(機動制を上版制験) - (長川副経(機動制を上版制験) - (長川副経(機動制を上版制) - (長川副経(機動制) - (長川副経(後期) - (長川副経(大阪) - (長川副経) - (日川副経) - (日川副) - (日川副紀) - (日川副経)	三 事業所等においてサーゼスに投事する炭素者に関する事項 へ その他サーゼスの種類に応じて必要な事項	(生活小種) 選素規程上の製所日数(年間) (短期入所) (短期入所) (短期入所) (短期入所) (短期入所) (短期入所) (短期入所) (短期入所) (近期之所会) (表現在) (表
回 サービスの内容に関する事項 テ その他サービスの機関に応じて必要な事項	4. 随着極後や一ビス等の内容に関する事項 サービス別の項目 「施及入所支援」 ユニットケアの有差 「住用分類、短親入所、施設入所支援」 人用支援の有無 「在用分類」 動介活動の実施状況の有無 在進活動の実施状況の有無 在進活動の実施状況の有無 不均工質(月額) 「会親利用書数 (共同工程) 「表現利用書数 「共同工程] 「表現入所書数 入居者の下均工程 表現ること日中活動の場 入居者の中的 表面割者の平動 表面割者の平動 表面割者の平動 「自立生活性助の場 」 「自立生活性助、自立制練(複数・生活制練、指流型)」 「海来利用剤酸を組える利用者の数 「自立生活性助、自立制練(複数・生活制練、指流型)」 「海来利用剤酸を組える利用者の数 「自立生活性助、自立制練(複数・生活制練、指流型)」 「事業所における正な制練の容	世 サービスの内容に関する事項 テ その他サービスの種類に応じて必要な事項	4、随着標金サービス等の内容に関する事項 サービス別の項目 「施設入所支援」 ユニットアの有無 (生活介度 (知知入所、施設入所支援) 入用支援の有無 (生活介度) 都作活動の実施状況の有無 生産活動の実施状況の有無 平均工度(月頃) (規取入所) 通期利用運動 (共同生活援助) 新規制用電散 (共同生活援助) 新規制用電散 (共同生活援助) 表表を立立な日中活動の境 入居者の工の等行者散 入居者の工が中 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

正 後 【皇立年 原徳知】 (前年度1年間の利用者のうち) 入所施設・グループホーム・機関からの移行者の数 「個治数 自立期間] 利用者の立な日中 原動の場 「鉱力を7年度	(前年度1 年間の) (前年度1 年間の 1 年間の
(第年度1年間の利用率のラ5)入所施設・グループホーム・機関からの移行者の数 (原加型自立期間) 利用率の主な日中活動の場 (飲効等行支援、数分網練支援A・日型) 一般数分へのかび者数(移行率) 一般数分へのかび業者数(支援等) (国版) (試効等行支援) 一般数分との支援者数(支援等) 一般数分との支援者数(支援等) (取りますの可称利用期間 制御者の経行等に対する保険の有無 一般数分への移行後の可称列用系配 利用を数分への移行後の可能 可能が支援の関係を等に対する保険の有無 (数分離級支援A型) 立な生度活動の内容 利用者数 平均費金 社会保険の加入の有無	(前半度1年度の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の教 (国治型自立期緒) 利用者の立ち日中活動の者 (試力移行支援、抵労継続支援へ日型) 一般試力への移行者教(移行者) 一般試力とでの支着者教(定着事) 拡世副組立侵入型にかける選者状況の評価(スーア) (試力移行支援) 一般試力とでの平均利用期間 制御中の信扱等に対する可能の名等 一般試力への移行後の支援的な支援の名等 一般試力への移行後の支援的な支援の名等 「試力網接支援人型」 生な生産活動の内容 利用者数 平均費金
利用者の主な日本定数の後 (試が移行支援、試が網絡支援A-0数]	利用者の北な日本活動の場 (試力等行支援・回数) - 静板力への移行者数(終行率) - 静板力大での定着者数(定番率) 武力部分支援・ (試力等の支援・ (大力学) (試力等の支援・ (大力学) (試力等の支援・ (大力学) (試力等の支援・ (大力学) (試力等の支援・ (大力学) (試力等の支援・ (大力学) (試力網域支援人型) 主な生産活動の内容 利用基数 平均量会
(数力を行支援、数力機能支援人-13数]	(献勿移行支援、執勿顧練支援A-中型) - 総裁勿への移行者数(移行率) - 総裁勿失での支着者数(定着率) - 故也無確定為助土がよる運業技元の存伍(スープ) (就勿移行支援) - 総裁勿までの平均利用期間 - 副裁勿までの平均利用期間 - 副裁勿とでの平均利用期間 - 副裁勿への移行後の支制的な支援の有無 - 「裁別の必移行後の支制的な支援の有無 (裁勿顧練支援A型) - なな進活動の内容 利用者数 平均責金
- 酸裁別への移行者数(移行率) - 般裁別先での定着者数(定着率) (直知) ((東方)移行支援) - 般裁別をでの平布利用期間 (取練中の核及等に対する保険の有無 - 般裁別への移行後の定期的な支援の有無 ((数別解続支援を型) - 主な生産活動の内容 利用者類 - 平均資金 - 本の存在	- 殿献労への移行者数(移行率) - 殿献労失での定着者数(定着率) 拡加銀線主導の制に対ける運営状況の評価(スープ) (数784行支援)
- 級裁労会での定導者数(定量率) (単独) (裁別等行支援) - 総裁労立での平均利用期間 制御中の怪技等に対する保険の者無 - 級裁労への移行後の支援的な支援の者無 (契労離続支援本型) - 立な生産活動の内容 利用者数 平均賃金 社会保護の加入の有無	- 総裁労先での定着者数(定番率) 数学開発主張を制工がたる運営状況の軽値(スコア) (数対等行う支援)
画版] (飲労移行支援) - 検数切分での平均利用期間 順線中の信数等に対する保険の有額 一級数切への移行を改定期的な支援の有額 (数力額裁支援A型) 生な素度活動の内容 刊用書類 平均資金 社会保険の加入の有無	数や回線を導入制工がよる運動状況の評価(メコア) [数別移行支援] 一般教力をでの平均利用期間 制御中の信祉等 川対する開始の有等 一般教力への移行後の定期的な支援の有無 (数別無額支援人型) 主な生産活動の内容 利用者教 平均重金
(転力等行支援) - 総裁力までの平均利用期間 訓練中の侵扱等に対する保険の有無 - 級裁判への移行使の支援的有集 (裁力網続支援A型] - 全な生産活動の内容 利用者数 - 平均費金 社会保険の加入の有無	(献労等行支援) - 般裁労までの平均利用契額 訓練のの情務等に対する契線の有等 - 般裁労への移行後の支援的句法 (武力報続支援人数) 全立を推済動の内容 利用者数 平均責金
- 粉軟労までの平均利用期間 動機中の極限等に対する保険の有機 - 穀軟労への移行後の支制的な支援の有機 (軟労機能支援人型) 主な生産活動の内容 利用者数 平均重金 社会保険の加入の有機	- 総裁労までの平均利用期間 訓練中の極限等に対する保険の有額 - 総裁労への移行後の定制的な支援の有額 (裁労機械支援人配) 主な生産活動の内容 利用者数 平均賃金
	翻譯中の怪我等に対する提練の有無 一般較劳への移行後の定期的な支援の有無 (試力機能支援A型) 生な生産活動の内容 利用者数 平均貴金
- 粉飲労への移行後の定額的な支援の有無 (飲労働級支援A型) 生な生産活動の内容 利用者数 平平費金 社会保険の加入の有無	- 総裁がへの移行後の定期的な支援の有無 (試別網被支援A型) 生な生産活動の内容 利用者数 平均責金
(数労継続支援A型) 生な生産活動の内容 利用者数 平均責金 社会保険の加入の有無	(献力継続支援A型) 主な生産活動の内容 利用事数 平均賃金
利用者数 平均資金 社会保険の加入の者無	利用考数 平均重金
平均費金 社会保険の加入の有無	平均賃金
社会保険の加入の有無	
	社会保険の加入の有無
原動の有無	異輪の有無
夏子の有無	賞与の有無
退職手員の有無	透臘手曲の有無
生産活動収入(年間秀上高)	生産活動収入(年間秀上高)
生產活動經費	生産不動研費
黄金支払砲模	置金支払砲額
平均労働時間	平均労働時間
建築名款	職職者数
[紅方鄉桃文禄山弘]	(就为關航支援B型)
主な生産活動の内容	主な生産活動の内容
平均工賃	平均工賃
生産活動収入(神間光上海)	生産活動収入(年間売上高)
生 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基	生產活動經費
工賃支払税額	工質支払物額
退所省教	造所書數
取締中の任政等に対する保険の有無	制御中の任政等に対する保険の有無 (数労を養を接)
[試力皮養支援] 適去3年の職種皮養率(支援開始後)	通去3年の職場支着率(支援開助後)
【元宣会道支援、医療型元宣会道支援、按護長等デイサービス、居宅財団型元宣会道支援、保育所等助団支援、保管型・医療型維育児人所施設】 (投資支援の実施の共和	(元重発達支援, 医修訂元重発達支援, 放荔枝等子4サービス, 居宅助問型元重杂道支援, 保育所等的問支援, 福祉型, 医像旋指寄光入所施股) 促居者支援の実施の指数。
(原葉角道光揮)	[师實典建支援]
児童発達支護がイドラインにおける自己原価の公表の有無	児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
復育所や幼稚園等と例行通園している利用者の人数	保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人館
你行通園先との連携の有無	供行通關先との連携の有無
【放開後等デイサービス】	【枚類後等デイサービス】
故護後等デイサーゼスガイドラインにおける自己評価の公表	放開後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
李皎上の連携の有無	学校との連携の有無
【編址型・原像型障算児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無	(福祉型・医療型障害児入所施設) 小規模グループケアの実施の有無
[始城核股夾接(地域移行夾接)]	【地域程態支援(地域部行支援) 】
利用期間が6か月を超える利用者の数	利用期間が6か月を超える利用者の敷
地域生活への移行者教	地域生活への移行者数
福泊支援の股票の有無	宿泊支援の設備の青無
[施媒相談支援(地域定署支援)]	[地域相談支援(地域支援支援)]
利用期間が1年を組える利用者の数	利用期間が1年を超える利用者の数
一時的な澤祖による支援を行う場所の者無	一時的な滞在による支援を行う場所の有無
[施取入町主張 共原生区保险]	(Fig.)

改 正 後	現 行
送送運用機構造画の事務状況 (日本の主による研究ではこれに様である意として研究であるものの研究の事務状況。 (日本の開発機能・生産制度) 連携プログラムの内容の公表の重要	(新物) (新物) (新物) (新物) (新物)